2020年11月27日

株主のみなさま

第17期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

株主資本等変動計算書

個別注記表

上記事項は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、当社ウェブサイト（https://atrae.co.jp）に掲載することにより、株主のみなさまにご提供しております。

株式会社アトラエ

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

2015年7月14日開催の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議し、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について制定しております。当社は2020年7月10日に開催された取締役会においてその一部を改訂しております。今後も、適宜整備運用状況の評価・見直しを行い、実効性のある内部統制システムとなるよう努めてまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社の取締役及び使用人は、当社が大事にする価値観である「Atrae Standard」並びに「コンプライアンス規程」をはじめとする社内規程、定款、法令及び社会規範の遵守を率先して行う。また、コンプライアンス違反の未然防止・早期発見のため、内部通報制度を導入する。

② 社内規程の禁止・制限事項に抵触した場合は、就業規則に基づき適正に処分を行う。

③ 代表取締役は内部監査担当を任命し、役職員の職務執行の適正性を確保するため、業務執行状況等について定期的な内部監査を実施する。また、内部監査担当は、必要に応じて監査等委員会及び会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 法令及び社内規程等に基づき、職務の執行に係る文書・情報を適切に保管・管理する。

② 文書管理部署は、取締役の閲覧請求に対して速やかに対応する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社の業務執行に係るリスクを識別し、「リスク管理規程」に従い適切な予防策を講じる。

② 当社の経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化した場合は、「リスク管理規程」に従い迅速かつ適切に対応する。

③ 監査等委員会及び使用人は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、必要に応じてリスク管理体制の見直しを進言できる。

④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、必要に応じてリスク管理体制について見直しを行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 職務執行に関する権限及び責任は、組織関連規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。

② 担当取締役及び各プロジェクトリーダーへの適切な権限委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。

③ 定例取締役会を毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため臨時取締役会を開催するものとし、より迅速な課題の把握及び改善を図る。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、その執行状況をモニタリングする。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の経営に重大な影響を与える事態を把握した場合には、「リスク管理規程」に基づき適時適切に対応することにより、子会社の損害の拡大を防止し、これを最小限に止める。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 子会社は、職務執行に関する権限及び責任について、その規模の拡大に応じて当社に準じた基準を定め、業務を効率的に遂行する。

② 当社は、子会社の業務運営状況について内部監査を実施し、子会社と協議のうえ、必要に応じて改善を図る。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は「コンプライアンス規程」を策定し、子会社のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

② 当社の内部監査担当者は、子会社の役職員の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から内部監査を実施する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する

② 使用人が監査等委員会の補助を行う場合は、監査等委員会の指揮命令下でのみ業務を行い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮命令は受けない。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会補助使用人の人事評価及び懲戒等において、不利な取扱いをしてはならない。

7. 監査等委員会のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を取締役（監査等委員会である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底する。

8. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、「監査等委員会規則」及び「監査等委員会監査等基準」に従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役による違法、または不正な行為を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。

③ 代表取締役は、取締役会などの重要会議での議論及び定期的な面談等を通じて、監査等委員との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査等委員会監査の環境整備に必要な措置をとる。

9. 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

① 子会社の取締役等及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、当社の監査等委員会から報告を求められた事項について速やかに当社の監査等委員会に報告する。

② 子会社の取締役等及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事実またはそのおそれのある事実を把握した場合は、直ちに当社の監査等委員会に報告する。

③ 子会社は、法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入し、子会社における法令、定款、または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に係る通報について、当社の監査等委員会への適切な報告体制を確保する。

④ 子会社は、当社の監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」において当該報告者を保護する。

10. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」において当該報告者を保護する。

11. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員がその職務の執行につき当社に対して費用の前払又は償還の請求を行った場合は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該請求に応じる。

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
① 監査等委員が当社の重要課題を把握し、必要に応じて意見できるよう、取締役会の他、重要な会議に出席する機会を確保する。
② 監査業務の一環として取締役会議事録及び稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に説明を求めることができる。
③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会の監査活動が円滑に行えるよう、環境整備に配慮する。
④ 監査等委員会は、監査の実施にあたり必要に応じて、弁護士及び公認会計士等から業務に関する助言を受けることができる。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役の指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

14. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
反社会的勢力との関わりを一切持たないこと、拒絶することを基本方針として、「反社会的勢力排除に関する規程」の遵守を徹底する。なお、当該勢力による不当な要求を受けた場合には、ADMプロジェクトを対応部署とし、弁護士や警察等外部専門機関と連携して対応にあたる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の取締役会において決議された「内部統制システムに関する基本方針」に従い、業務の適正を確保するための体制を運用しております。また、当社の行動基準及び基本姿勢である「Atrae Standard」並びに「コンプライアンス規程」をはじめとする社内規程、定款、法令及び社会規範の遵守を徹底するため、取締役及び使用人への意識の浸透を図っております。

内部監査については、内部監査担当が年間の内部監査計画に基づき監査を実施しております。

監査等委員に対しては、監査等委員が取締役会やその他重要な会議へ出席する機会を通して、監査等委員の要請に応じ速やかに情報提供をするなど、監査が実効的に行われる環境を整備しております。また同時に、内部監査担当、監査等委員、会計監査人の三者間による連携が密にとれるような関係の構築を支援しております。

株主資本等変動計算書

（自　2019年10月1日
至　2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,098,294	1,084,294	1,084,294	1,725,300	1,725,300	△667	3,907,223	3,907,223
当期変動額								
新株の発行	25,124	25,124	25,124				50,248	50,248
当期純利益				433,736	433,736		433,736	433,736
自己株式の取得						△123	△123	△123
当期変動額合計	25,124	25,124	25,124	433,736	433,736	△123	483,861	483,861
当期末残高	1,123,418	1,109,418	1,109,418	2,159,037	2,159,037	△790	4,391,084	4,391,084

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法

①その他有価証券（時価のないもの）

移動平均法による原価法を採用しております。

②子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

③たな卸資産（貯蔵品）

最終仕入原価法を採用しております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）及び2016年４月１日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８年～24年
工具、器具及び備品	４年～８年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウエア（自社利用）については社内における見込利用可能期間（５年以内）に基づいております。

⑶　引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②売上返金引当金

Green成功報酬売上の返金負担に備えるため、過去の返金実績率に基づき、返金損失見込額を計上しております。

⑷　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．追加情報

当計算書類等の作成にあたり、新型コロナウイルス感染症が収束に向かい徐々に経済・社会活動が回復するものとして見通せる影響を会計上の見積り及び仮定の設定において検討しておりますが、現時点において当社に重要な影響を与えるものではないと判断しております。ただし、今後の新型コロナウイルスの収束状況によっては、翌事業年度以降の計算書類等において重要な影響を与える可能性があります。

3．貸借対照表に関する注記

⑴ 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権　　956千円

⑵ 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行３行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次の通りです。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントラインの総額	1,300,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	1,300,000千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①営業取引による取引高

販売費及び一般管理費　　△1,894千円

②営業取引以外の取引による取引高

営業外収益　　819千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式（注）1	13,277,600	85,000	－	13,362,600
自己株式				
普通株式（注）2	6,211	2,355	－	8,566

（注）1．普通株式の発行済株式総数の増加85,000株は、特定譲渡制限付株式の発行による増加13,000株、ストックオプションとしての新株予約権の行使による新株の発行による増加72,000株であります。

2．自己株式の株式数の増加のうち、2,325株は特定譲渡制限付株式の無償取得によるもの、30株は単元未満株式の取得によるものであります。

⑵ 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

⑶ 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び株式数

普通株式　63,000株

6．金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金については、まず営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、不足分については必要に応じ銀行借入又は第三者割当増資による調達を行う方針であります。一時的な余資につきましては、普通預金により保有しております。

また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用は、全てが１年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

経理担当者が、取引先別に期日及び残高を確認するとともに、入金状況を各営業担当者に随時連絡しております。これにより各取引先の財政状態等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経理担当者が、適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

2020年９月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
⑴ 現金及び預金	3,866,628	3,866,628	－
⑵ 売掛金	260,920	260,920	－
貸倒引当金（*）	△3,628	△3,628	－
	257,292	257,292	－
資産計	4,123,920	4,123,920	－
⑶ 買掛金	2,738	2,738	－
⑷ 未払金	281,439	281,439	－
⑸ 未払費用	13,212	13,212	－
⑹ 未払法人税等	121,685	121,685	－
⑺ 未払消費税等	41,948	41,948	－
負債計	461,024	461,024	－

（*）売掛金に係る貸倒引当金を控除しています。

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

⑴現金及び預金、⑵売掛金

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

⑶買掛金、⑷未払金、⑸未払費用、⑹未払法人税等、⑺未払消費税等

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資有価証券　　203,410千円

関係会社株式　　50,000千円

これらは市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表中には含めておりません。

3．金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	3,866,628	－	－	－
売掛金	260,920	－	－	－
合計	4,127,548	－	－	－

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

繰延税金資産	
未払事業税	4,877
減価償却費	62,806
貸倒引当金	1,110
売上返金引当金	254
敷金償却	169
前払費用（長期前払費用含む）	16,462
その他	3,237
繰延税金資産　合計	88,919

8．1株当たり情報に関する注記

⑴　1株当たり純資産額　　328円82銭

⑵　1株当たり当期純利益　　32円64銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。